

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年3月5日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年3月19日から同年4月8日まで縦覧に供する。

平成21年3月13日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市一宮土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）一宮上所地区	高松市産業経済部土地改良課
立満池土地改良区	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）大屋敷地区	”